

福知山鉄道館企画会議設置要綱

(目的及び設置)

第1条 福知山市が設置する福知山鉄道館について、企画展示等に係る意見の聴取を行うため、福知山鉄道館企画会議（以下「企画会議」という。）を設置する。

(掌握事務)

第2条 会議は、次に掲げる事項について、意見聴取及び意見交換を行う。

(1) 新しい鉄道館の企画展示、イベント、オリジナルグッズ等の企画・開発等に関する事項

(2) その他、市長が必要と認める事項

(組織)

第2条 企画会議は、委員をもって組織する。

2 委員は次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、12名以内をもって構成する。

(1) 学識・経験を有するもの

(2) 一般公募により選出されたもの

(3) その他市長が適当と認めるもの

3 委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

4 前項の規定にかかわらず、この要綱の施行日の属する年度については、当該年度の末日までを任期とする。

(委員長及び副委員長)

第3条 企画会議には委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により選出し、副委員長は、委員の中から委員長が指名する。

(企画会議)

第4条 会議は、委員長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ議事を開くことができない。

3 委員長において必要があると認めたときは、関係職員を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第5条 企画会議の庶務は、産業政策部産業観光課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、企画会議の運営その他必要な事項は、別に企画会議で定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。